

平成 14 年 第 1 回

高森町議会 1 月臨時会会議録

平成 14 年 1 月 17 日 開会



高 森 町 議 会

1 月 1 7 日 (木)

平成14年第1回高森町議会臨時会（第1号）

平成14年1月17日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

1 番 野中 謙三君

1 3 番 後藤 英範君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成14年1月17日

至 平成14年1月17日

(2) 会期及び審議の予定

| 月 日 | 会議の種類 | 備 考 |
|----------|-------|-----|
| 1月17日（木） | 本会議 | |

日程第3 議案第1号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番 野 中 謙 三 君

2 番 甲 斐 廣 國 君

3 番 後 藤 和 昭 君

4 番 甲 斐 正 一 君

5 番 藤 本 正 一 君

6 番 相 馬 俊 行 君

7 番 三 森 義 高 君

8 番 佐 栖 見 誓 香 君

9 番 古 澤 豊 喜 君

10 番 佐 伯 金 也 君

11 番 杉 永 竹 範 君

12 番 甲 斐 裁 君

13 番 後 藤 英 範 君

14 番 児 玉 國 廣 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|--------------------|-------|---------|--------|
| 町長 | 今村博信君 | 収入役 | 有働和幸君 |
| 教育長 | 佐藤昭也君 | 総務課長 | 岩下生人君 |
| 総務審議員 (兼草部出張所長) | 佐伯秀和君 | 企画観光課長 | 村上源喜君 |
| 住民生活課長 | 後藤秀希君 | 保健福祉課長 | 岩下昭久君 |
| 税務課長 | 岩下光廣君 | 農林振興課長 | 廣木富八君 |
| 建設課長 | 渡辺哲郎君 | 水資源対策課長 | 芹口誓彰君 |
| 高森中央出張所長 | 桐原一紀君 | 野尻出張所長 | 住吉五夫君 |
| 収入役室長 | 岩下健治君 | 教委事務局長 | 山村将護君 |
| 監査事務局長 | 阿南哲也君 | 財政係長 | 河崎みゆき君 |
| 行政係長 | 甲斐敏文君 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 色見隆夫君 | 議会事務局係長 | 佐藤幸一君 |
|--------|-------|---------|-------|

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 皆さん、明けましておめでとうございます。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 皆様には、改めまして、明けましておめでとうございます。

議員各位におかれましては、輝かしい新春をお迎えのことと存じます。心からお慶びを申し上げます。

新春3日、新成人に対する祝福、あるいは激励のお言葉をいただき、4日には、議会と職員一同に介する年始ということで、画期的なことであったかと思うわけでございます。また、13日、これは、出初め式ということで、本当に皆さん方におかれましては、私達行政といたしましても、平成14年度の第一歩を踏み出すことができたと思っております。心から皆様方に頭を垂れるものでございます。

また、今日は、7年前の淡路大震災ということで、危機管理等々について、生命の重大さというものをしっかりと痛感し、そして、守らなければならないと思うわけでございます。

また、そのような中において、招集をいたしましたところ、全員、お元気にご出席を賜りましたことにつきましても、心から御礼を申し上げる次第でございます。

また、本年度の課題といたしまして、小泉行革構造改革を頂点といたしまして、国と地方の関係、また、地方分権、地方交付税改革、また、公共投資の社会資本整備も見直すというようなことで、地方の経済に大打撃を与えることは必至でございます。

また、町は基本計画をもって推進しております学校統合問題、また、国・県が推進しております合併問題、さらに、私といたしましては、この国保の不祥事問題解決、この問題に取り組み、問題山積でございますけれども、このような環境を踏まえて、住民による政治をおろそかにしてはならないと、そして、平和な願いに向かう過渡期として、私、たじろがず、状況をたつぼくし、役職ふじん自らを実施して、緊張感をもってまちづくりにまい進する覚悟でございます。

議員各位におかれましては、ご活躍と健康を祈念するとともに、我々にご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

本日、ご提案申し上げます議案は1件でございます。どうか慎重審議をもって、ご決定賜りますことをお願い申し上げます、ごあいさつにかえさせていた

だきます。

-----○-----

- 議長（児玉國廣君） どうもありがとうございました。
ただいまから、平成14年第1回高森町議会臨時会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（児玉國廣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 野中謙三君、13番 後藤英範君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（児玉國廣君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会は、本日1月17日の1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 議長（児玉國廣君） 日程第3 議案第1号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下生人君。

- 総務課長（岩下生人君） 議案第1号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。いわゆる当分の間、民間との賃金との均衡を考慮し、特例措置一時金として、平成14年3月に一般職員と同じく一律3,756円を支給するもので、また、育児休業職員にあっては、社会的要請等を踏まえ、条例によって適用する条例改正で

あります。

よって、支給対象人員が一般職員で95名、それから、今回提案いたしております現業職員15名の合計で、対象職員が110名になります。支給総額にいたしまして41万3,160円の支給となります。

どうか慎重審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（児玉國廣君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） 1番 野中でございます。自席から失礼します。

ただいま、総務課長の方からご説明ございましたけども、現業の職員15名というところでございますけども、現業の職員のどういった今職種に就かれているかの説明方、お願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 現在、15名の対象人員についての内容を申し上げます。

電話交換手1名、栄養士1名、保育園の給食1名、学校給食7名、それから学校の用務員3名、それから、東の小中学校のバスのスクールバス運転手2名、計の15名となっております。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 1番 野中謙三君。

○1番（野中謙三君） ただいま、説明ございましたけども、その中で、栄養士1名というのがございますけども、これは、この庁舎内におられる福祉課におられる栄養士さんのことですかね。当然、何となく、職員の中に、この庁舎内におられる栄養士さんが現業で一般職員じゃないということに対してちょっと疑問点がありますものですから、なぜ、一般職でなくて現業職としてなっているのかをご説明いただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 職務の採用の段階で、面接によって入れることができるようになっております。その当時、そういう入れ方がしてあります。

高森町の任用試験に関する規則、その中に入れて、選考して、町長が必要と認めて採用することができる、別表第2表というのがあります。選考により採用する職員と、その時に栄養士、それから運転手、電話交換手、それから、タイピストというのはうちはやっておりませんが、それから用務員、調理員、いわゆる給食さんですね、それしこ入っているということで、この中に区分でそういうふううたわれ

ておりますので、そういう形がとられております。

○議長（児玉國廣君） 1 番 野中謙三君。

○1 番（野中謙三君） はい、わかりました。

私、一般職とずっと思っておりましたものですから、ああそうかと、改めて驚いた次第でございますけども、不都合がなければ、それで差し支えないし、もちろんその任用権は町長でございますので、そのあたり、私ども議会の方から言う筋合いではございませんけども、何もなければよろしいということで、質問、終わります。

○議長（児玉國廣君） 10 番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君） 10 番 佐伯でございます。

今回の提案につきましては、先行的に12月の議会で一般職の皆さん方の分についても出ておったわけなんですけれども、内容、技能職の皆さん方の内訳も教えていただきました。しかしながら、この議案書を見ますと、あまりにも簡単すぎますので、第2条の第2項に規定するというのでございますから、その規定の内容と育児休業とか、いろいろ手当等もあると思っておりますけれども、それについても、12月の議案書等にはうたってあったと思うんですが、参考資料としてあったと思うんですけれども、それを再度、一応読んでいただきたいなと思っておりますし、主にどういふ場合にとということまでも少し詳細にわたって、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） 職員の給与の種類の中に、いろいろ諸手当がうたってあります。その中に、第2項と言います中には、扶養手当、あるいは住居手当、通勤手当、時間外手当、あるいは、休日日勤手当、夜間勤務手当、今現在やっておりません、それから、宿日直手当、期末手当、及び勤勉手当というのが2条の2項の中の条文です。

それから、その中にあります第15条の2の本文の規定は云々というのは、先ほど申し上げましたが、3、育児休業とっておられる職員、それについては、社会通念上、私は提案で申し上げましたが、支給対象にするということの条文です。ということです。

○議長（児玉國廣君） 10 番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君） わかりました。

社会情勢というものが、大変厳しい情勢でございます。巷では、リストラ、また

失業率については5.8%とされている中で、いろいろと働いている方達はそれなりに犠牲を伴って仕事をされておりますから、それなりの手当とか、いろんな条例の改正をしながら、勤務の状況あたりを良くしていくということは必要であると思います。

しかしながら、特に、事務職は別といたしまして、私が考えておりますのは、技能職の皆さん方、私は広域にも入っておりますけれども、広域で特に思っているんですが、技能職とおそらくダブる点があると思うんですが、若い時にはそれなりに身体は動いております。確かに無理もききます。しかしながら、ある程度の年齢をおってきますと、やはり、疲労の回復力にしろ、運動能力にしろ、やっぱり減退をしてくるものだというふうに皆さん方、お気づきであると思います。

そうなりますと、どの程度から体力が落ちてくるかということは個人差があっても言えないと思うんですが、技能労務者の人達、技能職員の皆さん方がやはりそういうふうな独特の労働環境の中でやっていく体力というものが、やはり将来において、定年を迎える60歳まで私は継続するというふうには考えておりませんけれども、その方達がある程度の一定の年齢に達した場合においては、やはりどこかと変わるか、やはり新しい身体の動く機能を充実させる職員を採用するべきだと思うんですが、今の定年制がありますと、それがなかなか思うようにはいかないように思うんですが、いかがな、将来に向かって、やはり今回、どのように考えていらっしゃるかということも聞きたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（児玉國廣君） 総務課長 岩下生人君。

○総務課長（岩下生人君） ご質問をいただきましたことについて、若干お話をさせていただきますと、現在、職員につきましては、56歳から昇給延進をかけております。58になってきますと、当然、昇給を出さないということの措置が講じられております。その給与運用の中に、また、ご承知のとおり、国あるいは地方におきましては、すでに全国的には約8都道府県だったと思いますけれども、これを56歳をもう55歳にしたというような自治体も現れているような状況です。

そういう中におきまして、今、副議長さんがおっしゃいましたように、将来の考え方を考えた方がいいんじゃないかということで、現在、私達の方では、結婚退職の場合につきましては、特別に1号アップして勸奨すると、あるいは、50歳以上、30年以上もそういうことを規定の中にうたっているということで、これにつきましては、今年の7月1日以降については、一応廃止していきたいと、それまで

には使っていきたいということで、現在、それによりまして、結婚退職の予定者が現在1名出ております。それから、先ほど言いました30年以上、50歳以上というのが1名ということで、将来にわたりましては、こういう形を、私達、今度なくしますけれども、将来はまた再度、皆さん方とご相談申し上げながら、そういう優遇措置でもつくりながらでも、新陳代謝を図る必要があるんじゃないかろうかという気持ちは私個人としては考えております。

そういうことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（児玉國廣君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。

高森町の現在の人口というのが玄関ホールに書き出されております。プラスの時も1月か、2月、12カ月の内にあるわけなんですけれども、おおよそ毎月の移動推移を見ますと、マイナスと書いてあるの、△の方が多いわけですね。

今年の県知事の念頭のお話の中にも、やっぱり雇用の創出というのが一番の課題であるように書かれておりました。技能労務職員に関わらず、行政職員も一緒なんですけれども、いかに新陳代謝をして、若い人達に雇用の場を提供するかということも我々地方自治体も考えていかなければならないと思っております。

かと言って、一番働き盛りの人達を早めに首を切るというようなことは、実際できるわけではございませんから、そういうふうな制度を設けるなりすることによって、若い人達が仕事に就くという環境を私は設けていく必要があるんじゃないかな、そのように考えております。

これは、技能労務職員に関わらず、行政職、皆さん方、全般的に同じだと思うんですが、昔は勸奨制度というものがございまして、ある程度の年齢になりますと、やはり自分の夢というものが有りますから、それに向かって、少しじゃあ、働く場を変えてみようかというようなこともあるんですが、不景気になりますと、そういうことも考えることがないと思います。

しかしながら、やっぱりそういうことを出して、どんどん新陳代謝を私は進めていくべきだと思います。特に、私ども、広域で見ると、消防士、私達が22、3歳の時にそういうふうな制度ができて、どんどん私達の同世代の人がいっております。しかしながら、もう中堅職になってしまっているわけですね。もう43から40歳以上の方達が消防士の中にぞろぞろしております。しかしながら、その方達が20歳当時のように、運動能力が維持しているかということは、私は正確には僕は維持はできていないんじゃないかなと思います。

ですから、やはり特に、技能労務職員については、身体を使ったり、それ独特の能力を発揮するわけですから、ある程度、やはり何らかの条例的な設置をして、新陳代謝が図れるように、僕はやっていってほしいなと思います。

しかしながら、これは技能労務職員を蔑視する扱いではなくして、これは、行政職員も併せて、やる気のない職員についてはどんどんやはりリストラじゃないんですけれども、何らかの手立てを考えていただきたいと、問題を起す職員についてはあえて厳しい職場環境の中に勤務をしていただく必要は何らないと思っております。

ですから、懲罰委員会等においても、どんどん厳しい懲罰、また、処分等を望んでおるわけでございますから、今後について、雇用の創出、近日、県知事のお話がありましたから、それについて、今後、自治体としてのとるべき姿というものがいかなものかということは、総務課長さんではいけないと思いますので、町長さんに最後にお答えをしていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉國廣君） 町長 今村博信君。

○町長（今村博信君） 新陳代謝がどうではどうかということでございますけれども、職員は一生懸命試験を受け、そして、高森町を担おうということで、採用され、そして、町民の付託に応えておられると信じておるわけでございます。

新陳代謝の中で、自らも希望と夢をもって、また、若くして辞められていって、地方で、またあるいは、中央でがんばっておられる方もおられます。特に、高森役場に採用されなかったけれども、熊本県庁には採用されたというような方もおられるわけでございます。

また、今、高森町の現状を見ても、ちょうど一番50代から60代にかけてが一番人間が多いような、採用人員数が多いじゃないかなということで、私もこの問題点について、じっくりと総務課長の方にも指示して、でき得るならば、希望退職等々の問題点、それについて、新陳代謝を図れるじゃないかと、また、やる気があるないにおいても、やはり信賞必罰で望むべきだということにしてやっております。

そして、このたびも職員、幹部職員におかれましては、やはり我々も自ら律することは律していかなければならないということで、自らの等々についても、課長手当等々についても、心してご協力をいただいております。

私といたしましては、職員も生活給がございます。また、高森の町民でもあるわけでございます。また、組合活動も許されておる公務員でございますので、その点

を十二分に自らを考えて仕事に専念していただきたいと、私はそう考えておるわけ
でございます。

佐伯副議長が言われるように、ややもすれば、それがあまりあった組織体であつ
てはならないということも十二分に心しているところでございます。私といたしまし
ては、・・・・・・・・全般を皆様方とともによろしくお願いを申し上げて、答弁
にさせていただきます。

○議長（児玉國廣君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可
決されました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） 以上で、本臨時議会に提案された議案議了いたしました。

なお、次期議会の運営につきましては議会運営委員会に、また企業誘致につきま
しては企業誘致特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交
通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、町村合併につきましては町
村合併検討特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉國廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、企業誘致特別
委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、町村合併検討特別委員
会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（児玉國廣君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

平成14年第1回高森町議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後2時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成14年第1回臨時会

平成14年1月発行

発行人 高森町議会議長 児玉國廣
編集人 高森町議会事務局長 色見隆夫
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1600 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (09676) 2-1111